

目的税（入湯税・都市計画税）の用途について

1. 入湯税（地方税法第701条）

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村の環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものです。

（単位：千円）

充当事業区分	令和3年度 事業費	地方債等の 特定財源	一般財源	うち入湯税充当額
環境衛生施設整備事業				
消防施設等の整備事業				
観光施設の整備事業	令和3年度は、入湯税を課税免除したため、充当額はありません。			
観光振興				
基金繰入				
合計				

2. 都市計画税（地方税法702条）

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、これを課税するものです。

（単位：千円）

充当事業区分		令和3年度 事業費	地方債等の 特定財源	一般財源	うち都市計画税 充当額
都市計画 事業費等	公園費 (都市公園の管理経費等)	1,200	0	1,200	210
	下水道費 (下水道事業に係る負担金)	62,961	0	62,961	11,000
	その他 (都市計画事務経費等)	17,961	8,833	9,128	1,595
	都市計画事業計(A)	82,122	8,833	73,289	12,805
	地方債償還額(B)	24,000	0	24,000	4,193
	合計(A+B)(C)	106,122	8,833	97,289	16,998

※入湯税及び都市計画税は、各事業の一般財源の比率に応じて充当しています。